

一般社団法人 高知県交通安全協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人高知県交通安全協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を吾川郡いの町に置く。

(支部)

第 3 条 本会に、高知県内の警察署及び分庁舎ごとに支部を置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は、交通の安全に関する事業を行い、交通秩序の確立と交通道德の普及向上に努め、交通事故の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全を推進するための企画及び実施
- (2) 交通安全思想の普及啓発
- (3) 交通安全に関する調査及び研究
- (4) 交通安全教育を推進するための事業の計画及び実施
- (5) 交通安全に関する各種資料の作成及び頒布
- (6) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- (7) 交通に関する相談及び指導
- (8) 交通安全に関して関係行政庁から指定又は委託された事業
- (9) 交通安全活動の推進に資するための不動産及び車両の賃貸
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(本会の構成員)

第 6 条 本会は、高知県内に住所等を有するものであって、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して、事業活動に積極的に参画する意思をもって

入会した者

- (2) 賛助会員 自動車（原動機付自転車を含む。）運転免許証の保有者で、本会の目的に賛同して、事業を賛助するため入会した者

- (3) 協力会員 個人又は団体及び事業所などであって、本会の目的に賛同して、事業を賛助するため入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 7 条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 本会の賛助会員及び協力会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会しなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 会員が第 11 条の会員資格を喪失したときは、既に納付した会費については、これを返還しない。

(任意退会)

第 9 条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 本会の賛助会員及び協力会員は、理事会において別に定めるところにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該総会の日の 1 週間前までに当該正会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡したとき。

2 賛助会員及び協力会員は、理事会において別に定めるところにより、その資格を喪失する。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 事業報告の附属明細書の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会費の額
- (6) 正会員の除名
- (7) 理事及び監事の選任又は解任
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 本会の事業を遂行するために特に重要と認められる事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、総会ごとに、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

5 理事会において、総会の決議について書面により議決権を行使することができるときは、正会員は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

6 前2項の場合における第1項から第3項の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人が記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち若干名を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1人を専務理事とする。
- 5 第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。)とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この定款及び理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査しなければならない。
- 4 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総会及び理事会に報告しなければならない。
- 6 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事の職務執行の対価としての報酬等については、総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 顧問及び参与

(設置)

第28条 本会に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

(顧問)

第29条 会長は、理事会の同意を得て、高知県知事、高知県警察本部長その他学識経験者を顧問に委嘱することができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じるほか、本会の事業遂行について意見を述べることができる。

(参与)

第30条 会長は、理事会の同意を得て、高知県警察の交通部長、交通部の各所属長、高知県の交通安全対策主管課長の職にある者を参与に委嘱することができる。

2 参与は、本会の事業遂行について意見を述べることができる。

第7章 理事会

(設置)

第 31 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を申し述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 22 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に記名押印する者は、当該理事会に出席した会長及び監事とする。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章 執行部会

(構成)

第 37 条 本会に執行部会を置く。

2 執行部会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成し、必要により監事も出席することができる。

(権限)

第 38 条 執行部会は、会長が必要と認めるとき招集し、次の事項について審議する。

- (1) 総会及び理事会に附議すべき事項
- (2) 各事業の実施計画
- (3) 予測しがたい事情により、緊急に執行すべき重要事項
- (4) その他本会運営に必要と認められる事項

第 9 章 事務局

(事務局)

第 39 条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、支部に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び支部に備え置き、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 雑則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の会長は、岡崎俊一、専務理事は、山本博久とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。